

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面：「特定管理口座約款」

改訂日：平成28年1月1日改訂

旧	新
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が株式会社マネーパートナーズ(以下、「当社」という。)に設定する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(以下「特定管理口座」といいます。) の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が株式会社マネーパートナーズ(以下、「当社」といいます。)に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座(以下「特定管理口座」といいます。) の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>
<p>(特定管理口座の開設)</p> <p>第2条 当社に特定管理口座の開設を申し込むにあたっては、お客様は、あらかじめまたは同時に<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する</u>特定口座を開設するものとし、特定管理口座開設届出書に必要事項を記入のうえ当社に提出するものとします。</p>	<p>(特定管理口座の開設)</p> <p>第2条 当社に特定管理口座の開設を申し込むにあたっては、お客様は、あらかじめまたは同時に特定口座を開設するものとし、特定管理口座開設届出書に必要事項を記入のうえ当社に提出するものとします。</p>
<p>(特定管理口座における保管の委託)</p> <p>第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合の保管の委託は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後当該特定管理口座において行います。</p>	<p>(特定管理口座における保管の委託等)</p> <p>第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合の<u>振替口座簿へお記載若しくは記録または保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)</u>は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後当該特定管理口座において行います。</p>
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第4条 特定管理口座において保管の委託がされている特定管理株式の譲渡については、当社への売委託による方法により行います。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社に対して、特定管理株式の売委託の注文を出すことができない場合があることを承諾するものとします。</p> <p>3 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式に係る注文を当社に対して出すことができない場合で、お客様が特定管理株式を譲渡されるときは、あらかじめ当該特定管理株式を特定管理口座から払い出すものとしたします。</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第4条 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法により行います。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文を出すことができない場合があることを承諾するものとします。</p> <p>3 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合で、お客様が特定管理株式等を譲渡されるときは、あらかじめ当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すものとしたします。</p>
<p>(特定管理株式の譲渡、払出しに関する通知)</p> <p>第5条 特定管理口座において特定管理株式の譲渡または払出</p>	<p>(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)</p> <p>第5条 特定管理口座において特定管理株式等の譲渡または払</p>

<p>しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡または払出しをした当該特定管理株式に関する一定の事項を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(特定管理株式の価値喪失に関する事実確認書類の交付)</p> <p>第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式の銘柄、価値喪失株式に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。</p> <p>(契約の<u>解約</u>)</p> <p>第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解約されません。</p> <p>① お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合</p> <p>② お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき</p> <p>③ <u>租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき</u></p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>⑤ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>⑥ FX取引口座を解約することとなったとき</p> <p>2 前項第1号<u>又は</u>第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式の保管の委託がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄を払い出すものといたします。</p> <p>(以下省略)</p> <p>平成 <u>22</u> 年 <u>7</u> 月 <u>24</u> 日</p>	<p>しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡または払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)</p> <p>第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。</p> <p>(契約の<u>解除</u>)</p> <p>第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解約されません。</p> <p>1 お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合</p> <p>2 お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき</p> <p>(削除)</p> <p>3 お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>4 お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>5 FX取引口座を解約することとなったとき</p> <p>2 前項第1号<u>または</u>第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄を払い出すものといたします。</p> <p>(以下省略)</p> <p>平成 <u>28</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日</p>
---	--

以上